

AIRead 金融ソリューション ユーザ会規約（案）

第1条（名称）

本会は、「AIRead 金融ソリューション ユーザ会」（以下、「本会」という）と称する。

第2条（目的）

本会は、「AIRead 決算書データ化ソリューション」（以下、「本ソフトウェア」という）を導入または検討している金融機関相互の情報交換、活用ノウハウの共有、および業務効率化に向けた研鑽を図るとともに、本ソフトウェアの機能向上に資するフィードバックを行うことを目的とする。

第3条（事務局）

本会の事務局は、アライズイノベーション株式会社（以下、「事務局」という）に置く。事務局は、本会の企画、運営、会員への連絡、その他本会の管理運営に関する実務を行う。

第4条（会員）

本会の会員は、本ソフトウェアの導入金融機関、または導入を具体的に検討しており事務局が承認した金融機関（以下、「会員」という）をもって構成する。

第5条（活動内容）

本会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- ・ 定期研究会・事例発表会の開催
（現地およびオンラインによるハイブリッド開催形態を含む）
- ・ 会員間における業務効率化やノウハウに関する情報交換
- ・ 本ソフトウェアに対する要望・意見の集約
- ・ その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第6条（費用）

本会の入会金および年会費は、原則として無料とする。

本会（研究会・懇親会等）への参加に伴う交通費、通信費、その他の実費は、各会員の負担とする。

第7条（守秘義務）

会員は、本会の活動（研究会、ディスカッション、オンラインチャット等を含む）を通じて知り得た他会員の業務上の秘密、独自の運用ノウハウ、および固有の顧客（取引先）に関する情報（以下、「秘密情報」という）を、第三者に開示または漏洩してはならない。

会員は、秘密情報を自行（自庫）内の本ソフトウェア活用・業務改善の目的にのみ使用するものとし、他の目的（営業活動等）に流用してはならない。

本条の規定は、本会を退会した後、または本会が解散した後も継続して効力を有するものとする。

第8条（禁止事項）

会員は、本会の活動において、以下の行為を行ってはならない。

- ・他の会員に対する、自行（自庫）の金融商品やサービスの営業・勧誘行為
- ・公序良俗に反する行為、または本会の運営を妨げる行為
- ・その他、本会の目的を逸脱する行為

第9条（退会および資格の喪失）

会員は、事務局に届け出ることにより、いつでも任意に本会を退会することができる。

会員が本規約に違反した場合、または会員として不適切と事務局が判断した場合、事務局は当該会員の資格を取消することができる。

第10条（規約の改定）

本規約は、事務局の判断により、会員への事前通知または本会での合意形成を経て、改定することができる。

附則

本規約は、2026年11月12日より施行する。